

発行再了方 電話 0771-68-0001

第 6 号(3の3) 平成18年4月14日発行

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります

介護保険法改正及び「第3期南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、南丹市の平成18年度の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わりますのでお知らせします。

介護保険料は、年金や給料、事業所得等すべての前年度収入額に応じて違いますので、平成18年度介護保険料決定通知については6月中旬に各個人宛に送付します。

●所得段階に応じた保険料の額 (園部支所管内)

段階	対象となる方	保険料率	平成 18 年度の 介護保険料 (年 額)
1	生活保護受給者及び、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.30	15,100円
2	住民税非課税世帯で本人の年収が 80 万円以下の方等	基準額×0.50	25,300円
3	住民税非課税世帯で、 第2段階に該当しない方	基準額×0.75	37,900円
4	住民税課税世帯であるが、 本人が住民税非課税	基準額	50,600円
5	本人が住民税課税で合計所得金額が 200万円未満	基準額×1.25	63,200円
6	本人が住民税課税で合計所得金額が 200万円以上500万円未満	基準額×1.50	75,900円
7	本人が住民税課税で合計所得金額が 500万円以上	基準額×1.75	88,500円

※1) 保険料は65歳になる月(1日が誕生日の人は65歳になる日の前月)または、 転入された月から計算され、翌月の初旬から納入通知書及び納付書を送付します。

※2)保険料額は納期ごとにおいて分割されますが(特別徴収の方は6期、普通徴収の方は10期、その際に100円未満の端数がある場合は、最初の納期に合算されます。 ※3)地方税法の改正を受けて介護保険料の段階が極端に上がる方については、激変緩和措置として上記の金額から多少変更する場合があります。

※4) 南丹市では合併経過措置として、平成20年度までは旧町単位で介護保険料額を設定していますのでご了承ください。

◇問合せ先 健康課介護保険係 TEL) 68-0006

4月30日は南丹市長選挙の投票日です

投票できる方は、日本国民で昭和61年5月1日以前に生まれた方で、引き続き南 丹市の区域内に3ヶ月以上住所を有する方(平成18年1月22日以前に住民登録さ れた方)です。

投票時間は午前7時から午後8時まで、各区域の投票所は下記のとおりです。 【美山町のみ】一部の投票所では投票時間を繰上げて閉鎖しますのでご注意ください)

※ 投票所入場券は4月24日頃に送付します。 **投票所入場券は密閉式の葉書サイズで、中に4人分までの入場券が入るようになっています。**表・裏面を開けて、それぞれ各人のものを切り離して投票所に持参してください。

≪期日前投票(不在者投票)について≫

仕事、用事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと 見込まれる方のために、投票日の前でも投票ができます。

【期 間】 平成18年4月24日から4月29日まで

【時 間】 午前8時30分から午後8時まで

【場 所】 南丹市各支所

園部支所は、南丹市役所2号庁舎1階に設置しています。

次の不在者投票の対象となる方以外は、投票用紙を封筒に入れて署名するといった手続きがなく投票しやすくなっています。

(不在者投票)

- ①仕事先・旅行先などの選挙人名簿登録地以外の市区町村で行う投票
- ②病院、老人ホーム等の施設で行う投票
- ③選挙期日(投票日)当日までに満20歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ20歳に到達しない場合等

≪郵便による不在者投票について≫

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障害のある方については、郵便を利用して 在宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。この制度を利用する には、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月26日までに 投票用紙等の請求をしなければならないため早めの手続きが必要となります。

すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、もう一度証明書を確認いただき 有効期限が切れていないか確認を願います。有効期限が切れていましたら再度申請 願います。

- ◎障害の種類 両下肢、体幹、移動障害、心臓、じん臓、呼吸器などの障害
- ◎手帳の等級 障害の種類により1級から3級まで
- ◎介護保険認定者 「要介護度5」の方

障害の種類(上肢又は視覚)により代理投票制度があります。該当される方は「代理記載者」の届出が必要です。

一南丹市長選挙の投票日あなたの投票所はここです!

投票所は入場券に表示してありますので、もう一度確かめてください。

投票区	投 票 所	投票区の区域
第1投票所	南丹市園部公民館	宮町、上本町、本町、 若松町、美園町、上木崎町、 河原町
第2投票所	小 桜 町 公 民 館	小桜町、城南町
第3投票所	京都国際建築技術専門学校	小山西町、栄町
第4投票所	新 町 区 公 民 館	新町、小山東町
第5投票所	園 部 中 学 校	横田、黒田、京都太陽の園、 こひつじの苑
第6投票所	南丹市園部スポーツセンター	木崎町、内林町、瓜生野、 千妻、曽我谷、長生園
第7投票所	新 堂 区 公 民 館	新堂、熊崎
第8投票所	川 辺 小 学 校	船岡、高屋、大戸、熊原、 佐切、越方
第9投票所	園部仁江文化センター	仁江、船阪
第10投票所	竹 井 公 民 館	竹井
第11投票所	摩 気 小 学 校	大西、宍人
第12投票所	口人区公民館	半田、口人、口司
第13投票所	西 本 梅 小 学 校	埴生、南八田、 あけぼの学園
第14投票所	天 引 区 公 民 館	天引
第15投票所	大 河 内 公 民 館	法京、大河内
第16投票所	若 森 区 公 民 館	殿谷、南大谷、若森

―南丹市長選挙に伴いサイレンを吹鳴します。―

選挙啓発のため、下記のとおりサイレンを吹鳴しますので、火災とお間違えのないようにお願いします。(園部支所と八木支所の区域内)

【日 時】 平成18年4月30日(日) 午前7時・午後7時(2回) 【使用信号符】 1分間長符一声

◇問合せ先 南丹市選挙管理委員会 TEL) 68-0002園部支所地域総務課選挙担当 TEL) 68-0010

(内線 2171)